

審 理 事 績 表

1 総括事項

		局 (所)		署							
寄附者住所	氏名	職業	連絡先	氏名							
				電話							
受贈法人所在地	法類人・の名称 (代表者氏名)	死亡している場合死亡年月日		区分	認可等年月日						
				設立登記年月日							
				公益認定・一般認可認定NPO							
				特定・社会医療法人							
寄附年月日等	寄附年月日	贈与・遺贈の区分	寄附受入年月日	寄附財産の種類							
	申請書提出年月日	<input type="checkbox"/> 贈与	遺贈者の死亡年月日								
寄附財産の使用開始(予定)年月日		申請書提出に係る期限内・期限後の区分	期限内・期限後	寄附者の所得税の申告状況	寄附年分()年分						
寄附年月日から使用開始(予定)年月日までの期間	2年以内・2年超	遅延理由書の添付の有無	有・無		寄附年分の前年()年分						
やむを得ない事情の記載の有無	有・無	所得税の更正・決定の期限			寄附年分の前々年()年分						
寄附者の法人における地位等	寄附者氏名	法人における地位	給与・報酬の支給額	親族等の氏名	寄附者との関係及び法人における地位	給与・報酬の支給額	親族等の氏名	寄附者との関係及び法人における地位	給与・報酬の支給額		
			月額 千円					月額 千円			月額 千円

(確認事項)

過去の40条の承認状況 (申請書第4表との整合性についても検討する)	寄附者氏名	寄附年月日	寄附財産の種類	承認年月日	寄附を受けた法人に対する税務調査の有無(署での確認以降、局が庁へ進達するまでの期間が相当期間を経ている場合には再度調査事績について確認を行うこと)	署確認年月日	局確認年月日			
						源泉所得税調査	法人税等調査			
						有・無	有・無			
						上欄で「有」の場合	調査年月日			
寄附者が死亡している場合又は遺贈による寄附の場合の相続税の申告状況	申告の有無	左記で「有」とした場合の調査の有無及び処理区分	調査の有無	有・無	課税額(支払い)金額	千円	千円			
	有・無				追徴税額	千円	千円			
					重加算税の有無	有・無	有・無			
					非違内容					
第70条第1項又は第10項の適用に関する事項	寄附者に係る措置法第70条の適用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	左欄において「有」とした場合	受贈法人の事業内容	措法第40条の3第1項号に掲げるもの	相続税の課税処理についての署意見	受贈法人に対する贈与税又は相続税又は相続税の課税の有無	贈与税又は相続税の課税の有無	左欄において「有」とした場合	贈与税又は相続税の別	贈与税・相続税
			主務大臣の認定年月日(学校法人・社会福祉法人を除く。)					処理年月日		
			被相続人の氏名					納付税額		千円
			相続開始年月日							
			相続額の課税価格の合計額	千円						
			相続額の納付税額の合計額	千円						
			寄附財産の評価額(相続開始時現在)	千円						

2 寄附財産に関する事項

確 認 事 項					判 定 事 項	判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁 処 理 欄	
① 寄 附 財 産 の 状 況	株式の場合 寄附財産が	発行法人名	発行済株式 総数 A	受贈法人所有株数 B (内、今回取得株数)	B/A	1 受贈法人の有することとなる株式がその発行済株式の総数の2分の1を超えていない。					
			株	株	株						%
	使用開始されている財産	種 類	数 量	使用目的及び現況			2 公益目的事業の用に直接供されている。 (注) 寄附財産が株式等である場合には、各年の配当金等の全部が公益目的事業の用に直接供され、また、今後も継続して供されるといえるか。				
		使用開始年月日									
	使用開始されていない財産	種 類	数 量	使用目的及び現況			4 使用目的は、公益目的事業の用に直接供することとなっている。				
		使用開始予定年月日									
	状況	(使用開始予定年月日が2年を超える場合の事情)					6 公益目的事業の用に直接供する日が、寄附のあった日から2年を超える場合の事情は、やむを得ない事情に該当する。				
		やむを得ない事情の届出書等の提出年月日等									
	譲渡された寄附財産	種 類	数 量	譲渡年月日	譲 渡 価 額 千円		9 譲渡理由は、やむを得ない理由に該当する。 (注) 譲渡された寄附財産について、利用計画はあったか。				
		(当初の利用計画)									
(譲 渡 理 由)											
② 代 替 資 産	取得年月日	種 類	数 量	取 得 価 額 千円		10 譲渡による収入金額の全部が代替資産の取得に充てられている。					
											11 代替資産は、減価償却資産、土地、土地の上に存する権利又は株式である。 (注) 株式の取得は、寄附財産が株式である等一定の場合に限る。
代 替 資 産 の 状 況	代 替 資 産 の 使 用 目 的	種 類	数 量	使用目的及び現況			(使用開始されている場合) 12 代替資産は、寄附のあった日から2年以内に公益目的事業の用に直接供されている。				
		使用開始予定年月日									(使用開始されていない場合) 13 代替資産を寄附のあった日から2年以内に公益目的事業の用に直接供することについて、具体的な計画及び実現性がある。
状況	(使用開始予定年月日が2年を超える場合の事情)					14 代替資産を公益目的事業の用に直接供する日が、寄附のあった日から2年を超える場合の事情は、やむを得ない事情に該当する。					
											15 代替資産を使用開始予定年月日までに、公益目的事業の用に直接供することについて、具体的な計画及び実現性がある。

3 定款等の規定に関する事項（公益社団法人・公益財団法人用）

(注) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）において定款の記載事項として定められている事項が定められている必要がある。

確認事項					判定事項	判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁処理欄
③ 機関の構成	役員等の種類 区分	理事	監事	評議員	16 役員等に欠員はない。	適・否				
	定数	人	人	人						
	現在数 ・ ・ 現在	人	人	人	17 理事、監事、評議員のそれぞれのうちに占める親族等の合計数は、いずれも3分の1以下である。	適・否				
	親族等の合計数 ・ ・ 現在	人	人	人						
	(注) 「親族等の合計数」とは、理事、監事、評議員のそれぞれについて、いずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（役員等が会社役員となっている他の法人の役員及び使用人が含まれることに注意する。）の合計数で最も多数のものをいう。									
確認事項 区分		関係条項			判定事項	判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁処理欄
④ 役員等についての親族等の制限規定	理事				18 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない旨の規定がある。 (注) 「理事総数」は、理事の定数が一定数により定められているとき、「理事現在数」は、理事の定数が一定の枠をもって定められているときに用いられる。	適・否				
	監事				19 監事のうちには、理事及び評議員並びにその法人の職員が含まれてはならない旨の規定がある。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない旨の規定がある(注)。 (注) 監事の数6人以上である場合には、監事のうちには、監事の1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない旨の規定がある。	適・否				
	評議員				20 評議員のうちには、評議員の1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない旨の規定がある。	適・否				
⑤ 株式等の議決権の行使				(注) 昭55.4.23付直資2-181の記の18の(イ)又は口の(イ)に該当する場合に限る。	21 その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を得る旨の規定がある。	適・否				

※ 上記項目の確認を了した後は、3の⑩「残余財産の帰属」以降の確認を行う。

3 定款等の規定に関する事項 (特定一般法人用)

確認事項					判定事項	判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁処理欄
③ 機 関 の 構 成	役員等の種類 区分	理事	監事	評議員	16 定款に理事会を設置する旨の規定がある。また、理事会が設置されている。	適・否				
	定数	人	人	人	17 理事の定数は6人以上である。	適・否				
	現在数 ・ 現在	人	人	人	18 監事の定数は2人以上である。	適・否				
	親族等の合計数 ・ 現在	人	人	人	19 評議員の定数は、理事の定数と同数以上である。また、定款に、評議員の選任は一定の委員会の議決により選任されるなどその地位にあることが適当であると認められる者を選任する旨の規定がある。	適・否				
	(注)「親族等の合計数」とは、理事、監事、評議員のそれぞれについて、いずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(役員等が会社役員となっている他の法人の役員及び使用人が含まれることに注意する。)の合計数で最も多数のものをいう。				20 役員等に欠員はない。	適・否				
					21 理事、監事、評議員のそれぞれのうちに占める親族等の合計数は、いずれも3分の1以下である。	適・否				
確認事項		判定事項			判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁処理欄	
区分	関係条項									
④ 役 員 等 に つ い て の 親 族 等 の 制 限 規 定	理事	22 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない旨の規定がある。 (注)「理事総数」は、理事の定数が一定数により定められているとき、「理事現在数」は、理事の定数が一定の枠をもって定められているときに用いられる。			適・否					
	監事	23 監事のうちには、理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにその法人の職員が含まれてはならない旨の規定がある。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない旨の規定がある(注)。 (注) 監事の数6人以上である場合には、監事のうちには、監事の1人及びその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が監事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない旨の規定がある。			適・否					
	評議員	24 評議員のうちには、評議員の1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない旨の規定がある。			適・否					
⑤ 議 決 数 理 事 会 及 び 評 議 員 会 に お け る	区分	関係条項	議決数	判定事項						
	理事会における⑥の重要事項以外の事項の議決数		<input type="checkbox"/> 定数 <input type="checkbox"/> 総数(現在数) <input type="checkbox"/> 出席者	25 理事会における⑥の重要事項以外の事項の議決数は、理事総数(現在数)の過半数である。 (注) 出席者の過半数による議決であっても、差し支えないものとする。	適・否					
評議員会における議決数		<input type="checkbox"/> 定数 <input type="checkbox"/> 総数(現在数) <input type="checkbox"/> 出席者	26 評議員会における議決数は、評議員の総数(現在数)の過半数である。	適・否						

3 定款等の規定に関する事項（その他法人用）

- (注) 1 別途、標準的な定款等の定めのある法人の定款等で、これに準じて規定されているものは、判定事項に該当するものとする。
 2 社団法人形態の法人及び宗教法人のうち社団法人のもの（例えば、総代会に代えて信者総会が設けられているもの）は、昭55・4・23 付直資2-181の記の18の1の(イ)に定めるところにより、各欄を必要に応じて適宜修正して使用する。
 3 この項において、「理事」、「評議員」、「理事会」、「評議員会」とあるのは、寄附を受けた法人が宗教法人の場合には、「責任役員」、「総代」、「責任役員会」、「総代会」と、それぞれ読み替えるものとする。

確認事項				判定事項	判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁処理欄
③ 機 関 の 構 成	役員等の種類 区分	理事	監事	評議員	16 理事の定数は6人以上である。	適・否			
	定数	人	人	人	17 監事の定数は2人以上である。	適・否			
	現在数 ・ ・ 現在	人	人	人	18 評議員の定数は、理事定数の2倍超である。また、理事との兼任禁止規定がある場合には、理事定数と同数以上である。	適・否			
	親族等の合計数 ・ ・ 現在	人	人	人	19 役員等に欠員はない。	適・否			
	(注)「親族等の合計数」とは、理事、監事、評議員のそれぞれについて、いずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（役員等が会社役員となっている他の法人の役員及び使用人が含まれることに注意する。）の合計数で最も多数のものをいう。				20 理事、監事、評議員のそれぞれのうちに占める親族等の合計数は、いずれも3分の1以下である。	適・否			
④ 役員等の 選任方法	(右の判定事項と異なる規定があれば、その内容を簡記する。)			21 理事及び監事は、評議員会の議決又は同意により選任されるなど公正に選任されることになっている。	適・否				
	(注) 特定の範囲の者、例えば寄附者の相続人などが永続的に役員等になる旨が規定されていないかどうか特に検討を要する。			22 評議員は、理事会の議決又は同意により選任されるなど公正に選任されることになっている。	適・否				
確認事項 区分		関係条項	判定事項		判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁処理欄
⑤ 役員等 につ いて の 親 族 等 の 制 限 規 定	理事		23 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない旨の規定がある。 (注)「理事総数」は、理事の定数が一定数により定められているとき、「理事現任数」は、理事の定数が一定の枠をもって定められているときに用いられる。		適・否				
	監事		24 監事のうちには、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない旨の規定がある。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない旨の規定がある (注)。 (注) 監事の数6人以上である場合には、監事のうちには、監事の1人及びその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が監事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない旨の規定がある。		適・否				
	評議員		25 評議員のうちには、評議員の1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない旨の規定がある。		適・否				

3 定款等の規定に関する事項 (特定一般法人用)

確 認 事 項				判 定 事 項	判定結果	確認又は補正につ いての指示事項	補正等指 示年月日	補正等完 了年月日	庁処理欄
⑥ 重要事項に関する理事会の議決数等	重要事項	関係 条項	理事会におけ る議決数	評議員会等にお ける同意の 要否	27-1 重要事項の決定につ いては、理事会における理事の 総 数 (現在数) の3分の2 以上の議決及び評議員会等の 同意を必要とする。 (注) 1 一般財団法人におい ては、「解散」について、 評議員会の同意を必要 としないことに留意す る。 2 株式等の議決権の行 使については、評議員 会等の同意を必要とし ないことに留意する。				
	収支予算 (事業計画)			要・否					
	収支決算 (事業報告)			要・否					
	重要な財産 (基本財産を 含む。)の処 分及び譲受け								
	借入金(短期 借入金を除 く。)その他 新たな義務の 負担及び権利 の放棄								
	定款の変更			要・否					
	解 散			要・否					
	合 併			要・否					
	事業の全部の 譲渡			要・否					
	事業の一部の 譲渡			要・否					
	公益事業以外 の事業に関す る重要事項			要・否					
株式等の議決 権の行使(昭 55.4.23 付直 資 2-181 の記 の18の(1)の 口の(へ)又は ハの(ト)に該 当する場合に 限る。)									
⑥-2 剰余金の分 配禁止の規定				27-2 剰余金の分配を行わな い旨の規定がある。	適・否				
⑥-3 基本財産に 関する規定				27-3 基本財産に関する規定 がある。	適・否				

※ 上記項目の確認を了した後は、3の⑨「役員等の報酬の制限」以降の確認を行う。

3 定款等の規定に関する事項（その他法人用）

確認事項		判定事項		判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	片処理欄	
区分	関係条項								
⑤ 族などの制限規定 (宗教法人に限る) 役員等についての親 責任の者 役員代務者		26 責任役員の代務者について、判定事項の23に準じた親族等の制限規定がある。 (注) 責任役員の代務者の制度が設けられていない法人については、判定事項に該当するものとする。		適・否					
	理事会	27 理事会に出席しない者の議決権の行使については、付議される事項につきあらかじめ書面をもって可否の意思を表示した場合に限られている。 (注) 議決権の行使について、他の理事に白紙委任することは認められないことに留意する。		適・否					
	評議員会	28 評議員会について、判定事項の27と同様の事項が規定されている。		適・否					
確認事項			判定事項		判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	片処理欄
⑦ 議決数 理事会及び評議員会における	区分	関係条項	議決数		29 理事会における⑧の重要事項以外の事項の議決数は、理事総数(現在数)の過半数である。 (注) 出席者の過半数による議決であっても、差し支えないものとする。	適・否			
	理事会における⑧の重要事項以外の事項の議決数		<input type="checkbox"/> 定数 <input type="checkbox"/> 総数(現在数) <input type="checkbox"/> 出席者	の <input type="text"/>					
	評議員会における議決数		<input type="checkbox"/> 定数 <input type="checkbox"/> 総数(現在数) <input type="checkbox"/> 出席者	の <input type="text"/>	30 評議員会における議決数は、評議員の総数(現在数)の過半数である。	適・否			
⑧ 重要事項に関する理事会の議決数等	重要事項	関係条項	理事会における議決数	評議員会・社員総会における同意・議決の要否	31-1 重要事項の決定については、理事会における理事の総数(現在数)の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を必要とする。 (注) 1 評議員会の同意に代え、評議員会の意見を聞くこととなっている事項があっても、差し支えないものとする。 2 株式等の議決権の行使については、評議員会の同意を必要としないことに留意する。	適・否			
	収支予算(事業計画)			要・否					
	収支決算(事業報告)			要・否					
	基本財産の処分			要・否					
	借入金(短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄			要・否					
	寄付行為等の変更			要・否					
	解散			要・否					
	合併			要・否					
公益事業以外の事業に関する重要事項			要・否						
株式等の議決権の行使(昭55.4.23付直資2-181の記の18の(1)の二の(ロ)のDの(A)に該当する場合に限る。)									
⑧-2 剰余金の分配禁止の規定					31-2 受贈法人が認可地縁団体の場合、剰余金の分配を行わない旨の規定がある。	適・否			

3 定款等の規定に関する事項

確認事項 関係条項	判定事項	判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁処理欄
⑨ 役員等の報酬の制限	32 理事、監事又は評議員に対しては、その地位にあることに基づいて報酬を支給しない旨の規定がある（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）。	適・否				
⑩ 設置 選考委員会の	33 育英事業又は助成事業等を営む法人においては、奨学金又は助成金等の対象者を選考するため、理事会において選出される教育関係者又は学識経験者等により組織される選考委員会を設ける規定がある（公益社団法人、公益財団法人及び特定一般法人を除く。）。	適・否				
⑪ 残余財産の帰属	34 解散した場合の残余財産は、国、地方公共団体又は他の租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に帰属する旨の規定がある。	適・否				

4 事業の規模に関する事項

確認事項		判定事項		判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁処理欄																													
⑫ 事業の規模 美術館等を設置 する法人の 登録の有無	<table border="1"> <tr> <td>有</td> <td>登録年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>登録申請中の場合その申請年月日</td> <td></td> </tr> </table>	有	登録年月日								登録番号		無	登録申請中の場合その申請年月日		35 設置運営する美術館や博物館は、博物館法第11条に規定する登録を受けたものである。	適・否																				
有	登録年月日																																				
	登録番号																																				
無	登録申請中の場合その申請年月日																																				
⑬ 育英事業等の事業 を営む法人の規模	<table border="1"> <tr> <td>奨学金を支給（貸与）する奨学生の数（平年度ベース）</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>1年間に支給（貸与）する奨学金の総額</td> <td></td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>寄宿舎を設置運営する法人の場合の収容人数</td> <td>定員</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現員</td> <td>人</td> </tr> </table>	奨学金を支給（貸与）する奨学生の数（平年度ベース）		人	1年間に支給（貸与）する奨学金の総額		万円	寄宿舎を設置運営する法人の場合の収容人数	定員	人		現員	人	36 平年度において奨学金を受ける奨学生の数は30人以上である。 (注) 寄宿舎を設置運営する事業については、判定事項に該当するものとする。	適・否																						
奨学金を支給（貸与）する奨学生の数（平年度ベース）		人																																			
1年間に支給（貸与）する奨学金の総額		万円																																			
寄宿舎を設置運営する法人の場合の収容人数	定員	人																																			
	現員	人																																			
⑭ 専修学校又は各種学校を設置 する法人の事業の規模	<table border="1"> <tr> <td>修業年限が1年以上の課程</td> <td>昼間・夜間の別</td> <td>1年間の授業時間数</td> <td>生徒数</td> <td>定員</td> <td>現員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昼・夜</td> <td>時間</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昼・夜</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>昼・夜</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>昼・夜</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	修業年限が1年以上の課程	昼間・夜間の別	1年間の授業時間数	生徒数	定員	現員		昼・夜	時間			人		昼・夜						昼・夜						昼・夜					37 次に掲げる要件の全てを備えている。 (1) 修業年限は1年以上であること。 (2) 1年間の授業時間数は、原則として、専修学校にあっては800時間以上、各種学校にあっては680時間以上であること。 (3) 同時に授業を受ける生徒定数（上記(1)と(2)の要件を満たす課程に係るものに限る。）は、原則として80人以上であること。	適・否				
修業年限が1年以上の課程	昼間・夜間の別	1年間の授業時間数	生徒数	定員	現員																																
	昼・夜	時間			人																																
	昼・夜																																				
	昼・夜																																				
	昼・夜																																				
⑮ 医療法人（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設を設置する法人を含む。以下、⑯及び⑰において同じ。）の事業の規模	38 次に掲げる(1)の要件又は(2)及び(3)の要件を備えている。 (1) 法人の開設する医療施設が租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を備えている。 (2) 医療法施行規則第30条の35の3第1項第1号ホ及び第2号に定める要件を備えている（この場合において同号イの判定に当たっては、介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。） (3) 開設する医療提供施設のうち1以上のものが、その所在地の都道府県が定める医療法第30条の4第1項に規定する医療計画において同条第2項第2号に規定する医療連携体制に係る医療提供施設として記載及び公示されている。	適・否																																			
⑯ 行う法人の事業の規模 その他の公益目的事業を	(⑫から⑮までに掲げた法人以外の法人について事業の規模の概要を記入する。)	39 その法人の事業が、その内容に応じ、それを営む地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有している。 (注) 昭55.4.23付直資2-181の記の12(1)に掲げる事業を行う法人（上記⑫から⑮に掲げる法人を除く。）については、判定事項に該当するものとする。	適・否																																		

5 経理及び運営の状況に関する事項

確認事項		判定事項	判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁処理欄
⑰ 状況 帳簿書類の備	(右の判定事項と異なる事実があれば、その内容を簡記する。)	40 事業の内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備え、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されている。	適・否				
⑱ 公益の分配	育英事業又は助成金の対象者の決定方法	41 奨学金又は助成金の対象者の決定は、選考委員会等により公正に行われている。	適・否				
	奨学金又は助成金の対象者の範囲	42 奨学金又は助成金の対象者は、例えば、一定の地域内に住所を有する者、特定の法人に対する将来の就職、研究の成果の帰属等を条件とするなど、特定の者に限定していない。	適・否				
	上記の法人以外	(右の判定事項と異なる事実があれば、その内容を簡記する。)	43 公益の分配は適正に行われている。	適・否			
⑲ 運営の状況	(右の判定事項と異なる事実があれば、その内容を簡記する。)	44 法令及び定款等に違反する事実その他公益に反する事実がない。 (注) 寄附そのものが法令等に違反する場合には、判定事項に該当しないものとする。	適・否				

6 収支の状況等に関する事項

確認事項		判定事項	判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁処理欄
⑳ 収支の状況 (学校法人及び医療法人に限る。)	経常収入A 千円	45 直接経費に対する経常収入の割合は、150%以下である。 (注) 1 学校法人において、直接経費とは、人件費、研究費及び共済組合等の掛金、生徒等諸費並びに教育用備品費及び教育用消耗品費をいい、経常収入とは、学生生徒等納付金及び手数料をいう。 2 医療法人において、直接経費とは、医師、看護師等の給与、医療費(投薬費を含む。)等をいい、経常収入とは、医療診療収入をいう。	適・否				
	直接経費B 千円						
	A B の割合 %						
㉑ 社会保険診療報酬等の状況 (医療法人に限る。)	年間医療収入に占める社会保険診療報酬等の割合 %	46 年間の医療収入に占める社会診療報酬等の割合は80%以上である。	適・否				
	(右の判定事項と異なる事実があれば、その内容を簡記する。)	47 自費患者に対し請求する金額の算定基準は、社会保険診療報酬の基準と同一である。また、同一であることを証する書類の提出がある。	適・否				

7 特別な利益の供与に関する事項

(注) この項において、「寄附者・役員等」とは、寄附者、役員又はこれらの者の親族その他特殊の関係がある者(これらの者が役員等に就任している他の法人を含む。)をいう。

確認事項		判定事項	判定結果	確認又は補正についての指示事項	補正等指示年月日	補正等完了年月日	庁処理欄
㉒ 法人の所有(借受け) に係る建物に居住している寄附者等	寄附者・役員等の居住の有無 有・無	48 法人の所有(借受け)している建物に、寄附者・役員等が居住(無償又は有償を問わない)していない。 (注) 宗教法人において住職が庫裏に居住している場合など、その事業遂行上やむを得ない事情による必要最小限の居住は、判定事項に該当するものとする。	適・否				
	上欄で「有」の場合 居住者						
	居住理由						

確 認 事 項	判 定 事 項	判定結果	確認又は補正につ いての指示事項	補正等指 示年月日	補正等完 了年月日	序 処 理 欄
㉓ 隣 接 界 土 区 地 分 と の	(右の判定事項に掲げる土地の隣接の事実があれば、その境界の状況を記入する。)	49 法人の土地と隣接地との境界は、その現況等に応じ、フェンス等で明確に区分されている。	適・否			
㉔ 担 保 と し て の 提 供	(右の判定事項と異なる事実があれば、その内容を簡記する。以下㉔までにおいて同じ。)	50 法人の所有する財産を寄附者・役員等を債務者とする債務の担保として提供していない。	適・否			
㉕ ㉔ の 私 事 利 用 外		51 法人の所有（借受け）している財産を、寄附者・役員等のため㉔から㉔まで以外の私事に利用させていない。	適・否			
㉖ 金 銭 の 貸 付 け 又 は 借		52 寄附者・役員等に対し、その法人の従業員に比し有利な条件で金銭の貸付けをしていない。また、過大な利息で借受けていない。	適・否			
㉗ 財 産 の 譲 渡 又 は 借		53 寄附者・役員等に対し、法人の所有する財産を無償又は著しく低い価額で譲渡していない。また、これらの者から通常支払われる賃料以上の賃料で財産を借受けていない。	適・否			
㉘ 財 産 の 取 得		54 寄附者・役員等からその所有する財産を過大な対価で取得していない。また、これらの者から公益事業の用に供するとは認められない財産を取得していない。	適・否			
㉙ 給 与 ・ 報 酬		55 寄附者・役員等に対して、他の従業員に比し過大な給与又は報酬を支払っていない。	適・否			
		56 役員等にその地位にあることのみに基づいて報酬を支払っていない。	適・否			
		57 給与又は報酬の支給は、給与規程等に基づき適正に行われている。	適・否			

確 認 事 項		判 定 事 項		判定結果	確認又は補正につ いての指示事項	補正等指 示年月日	補正等完 了年月日	庁 処 理 欄
⑩ 債 務 保 証 等	(右の判定事項を異なる事実があれば、その内容を簡記する。以下⑫までにおいて同じ。)	58 寄附者・役員等の債務に関して、保証、弁済、引受又は免除をしていない。		適・否				
⑪ 公 益 の 分 配		59 事業の遂行により供与する公益を主として、又は不正な方法で寄附者・役員等に与えていない。		適・否				
⑫ 同 族 会 社 に 対 す る 特 別 な 利 益		60 寄附者・役員等が役員となっている他の法人又はこれらの者を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人について50から54まで、58及び59に掲げる事実が認められない。		適・否				
⑬ そ の 他 の 特 別 な 利 益 の 供 与	受贈法人と寄附者・役員等及び60に掲げる他の法人との間の取引の有無	有・無	61 48 から 60 までに掲げる事項以外の事項で、寄附者・役員等に対し特別な利益を与えている事実がない。	適・否				
	上欄で「有」の場合	(取引に至った経緯)						
		(取引内容)						
承認についての局(所)意見	区分	<input type="checkbox"/> 承認相当 <input type="checkbox"/> 不承認相当		承認	区分	<input type="checkbox"/> 承認相当 <input type="checkbox"/> 不承認相当		
				承認についての局意見				

審理事績表

1 使用目的

この表は、一般特例を適用した承認申請書が提出された場合において、承認要件を満たすものであるかどうかを審査し、進達決裁のための説明資料として使用する。

2 記載要領等

「1 総括事項」から「7 特別な利益の供与に関する事項」までの各欄は、次のとおり記載する。

- (1) 「確認事項」の各欄には、承認申請に関する所要事項を記載する。
- (2) (1)により記載された事項等に基づき、承認申請について「判定事項」欄に掲げられた事項を検討し、検討結果は、「判定結果」欄のいずれかの文字を○で囲んで表示する。
- (3) 「確認又は補正についての指示事項」欄には、資産課税課が署に対して補正指導等の実施を指示した場合に、その指示事項の要点を記載する。
- (4) 「補正等指示年月日」及び「補正等完了年月日」欄には、補正指導等の実施を指示した年月日及び補正指導等が完了した旨の報告を受けた年月日を記載する。

※ 共同申請の代表者以外の者の承認申請に係る審理事績表は2頁目以降の作成を要しない。

なお、審理事績表右上に表示した「**公**」、「**特**」、「**他**」については次のとおりである。

- 「**公**」 公益社団法人又は公益財団法人の検討に使用するもの
- 「**特**」 一般社団法人又は一般財団法人の検討に使用するもの
- 「**他**」 上記以外の公益法人等の検討に使用するもの

審理事績表（承認特例用（国立大学法人等用））

		局(所)		署	
寄附者	住所	氏名	職業	連絡先	氏名
		死亡した場合の死亡年月日			電話
寄附を受けた国立大学法人等(注1)	名称			所在地	
申請書の提出年月日	(期限内・期限後)		受贈法人の合議制の機関で寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金に組み入れる方法により管理することを決定した日		
遅延理由書の有無		有・無		議事録の写しの提出(注2)	有・無
申請書第3表(承認特例用)の(1)のレ印の記載の有無(注2)		有・無			
寄附申込年月日		寄附受入決議年月日		受贈法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し	提出の有無(注2) 有・無
遺贈者の死亡年月日		農地転用許可年月日		贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書(特定国立大学法人等(注1)を除く。)	提出の有無(注2) 有・無

(注)1 国立大学法人等とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人をいい、特定国立大学法人等とは、国立大学法人等のうち法人税法別表第一に掲げるものをいう。

2 申請書第3表(承認特例用)の(1)のレ印の記載がない場合並びに「議事録の写し」(議事録に決定に係る財産の種類などの事項が記載されていない場合は、議事録の写し及び当該事項が記載された書類)、「所轄庁が発行した基金の証明書の写し」及び「証明書」の添付がない場合は、特例要件を満たさないことに留意する。

(確認事項)

確認事項	判定事項	判定結果	署確認者欄	局確認者欄	庁確認者欄	庁処理欄
1 寄附者に関する事項(特定国立大学法人等を除く。)	寄附者が受贈法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない。 (注) 当該事項は、提出された「証明書」により確認すること。	適・否				
2 寄附財産に関する事項(寄附財産の明細) ①寄附財産の種類 () ②寄附財産の所在地 () ③寄附財産の数量 () ④寄附財産の価額 (千円) ⑤譲渡所得金額 (千円)	合議制の機関において、寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金に組み入れる方法により管理することを決定している。 (注) 当該事項は、提出された「議事録の写し」及び「所轄庁が発行した基金の証明書の写し」により確認すること。	適・否				
3 申請書提出後の提出書類の教示 (贈与又は遺贈のあった日) 年 月 日 (右欄の書類の提出期限) 年 月 日 (教示年月日) 年 月 日 (教示した相手方) 氏名	寄附のあった日の属する受贈法人の事業年度終了後3か月以内(この期間を経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合は、当該提出期限まで)に、当該事業年度の次の書類の写しを申請者が提出しなければならないことを教示したか。 ○ 基金に組み入れる方法により管理されたことを証する書類の写し (注) 期限までに書類の写しの提出がない場合は、承認の取消事由に該当することから、当該教示を必ず行うこと。	(教示) 済・未済				(左記提出書類の收受整理欄) 署收受年月日 令和 年 月 日 局收受年月日 令和 年 月 日 庁收受年月日 令和 年 月 日

承認についての局(所)意見		承認についての庁意見	
区分	<input type="checkbox"/> 承認相当 <input type="checkbox"/> 不承認相当	区分	<input type="checkbox"/> 承認相当 <input type="checkbox"/> 不承認相当
(不承認相当とした理由) <input type="checkbox"/> 確認事項1の判定結果が否のため <input type="checkbox"/> 確認事項2の判定結果が否のため		(不承認相当とした理由)	
自動承認となった日		令和 年 月 日	

※ 申請書提出後1か月以内(寄附財産が株式等のみの場合には、3か月以内(受贈法人が特定国立大学法人等の場合を除く。))に承認又は不承認の決定がなければ、当該申請は自動承認される。そのため、当該特例を適用した申請書が提出された場合は、申請書を受理してから2週間以内(寄附財産が株式等のみの場合は1か月以内(受贈法人が特定国立大学法人等の場合を除く。))に(局(所)資産課税課を経由して)庁資産課税課(審理第四係)へ進達する。

審理事績表（承認特例用（公益社団・財団法人用））

		局(所)		署	
寄附者	住所	氏名	職業	連絡先	氏名
		死亡した場合の死亡年月日			電話
寄附を受けた法人	名称	公益社団法人・公益財団法人		所在地	
申請書の提出年月日			(期限内・期限後)		
遅延理由書の有無			有・無		
申請書第3表(承認特例用)の(1)のレ印の記載の有無(注)			有・無		
申請書の提出年月日			受贈法人の理事会等で寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について不可欠特定財産とすること又は基金に組み入れる方法により管理することを決定した日		
寄附申込年月日			寄附受入決議年月日		
遺贈者の死亡年月日			農地転用許可年月日		
			受贈法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し(寄附財産を不可欠特定財産とする場合を除く。)		
			贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書		
			議事録の写しの提出(注)		
			提出の有無(注)		
			提出の有無(注)		
			有・無		
			有・無		

(注) 申請書第3表(承認特例用)の(1)のレ印の記載がない場合並びに「議事録の写し」(議事録に決定に係る財産の種類などの事項が記載されていない場合は、議事録の写し及び当該事項が記載された書類)、「所轄庁が発行した基金の証明書の写し」及び「証明書」の添付がない場合は、特例要件を満たさないことに留意する。

(確認事項)

確認事項	判定事項	判定結果	署確認者欄	局確認者欄	庁確認者欄	庁処理欄
1 寄附者に関する事項	寄附者が受贈法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない。 (注) 当該事項は、提出された「証明書」により確認すること。	適・否				
2 寄附財産に関する事項 (寄附財産の明細) ①寄附財産の種類 () ②寄附財産の所在地 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 5px 0;"></div> ③寄附財産の数量 () ④寄附財産の価額 (千円) ⑤譲渡所得金額 (千円)	(寄附財産を不可欠特定財産とする場合) 理事会において、寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について不可欠特定財産とすることを決定している。 (注) 当該事項は、提出された「議事録の写し」により確認すること。 (寄附財産を基金に組み入れる方法により管理する場合) 合議制の機関において、寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金に組み入れる方法により管理することが決定されている。 (注) 当該事項は、提出された「議事録の写し」及び「所轄庁が発行した基金の証明書の写し」により確認すること。	適・否				
3 申請書提出後の提出書類の教示 (贈与又は遺贈のあった日) 年 月 日 (右欄の書類の提出期限) 年 月 日 (教示年月日) 年 月 日 (教示した相手方) 氏名	寄附のあった日の属する受贈法人の事業年度終了後3か月以内(この期間を経過する日以後に承認申請書の提出期限が到来する場合は、当該提出期限までに、当該事業年度の次の書類の写しを申請者が提出しなければならないことを教示したか。 1 不可欠特定財産とした場合 定款及び財産目録 2 基金に組み入れる方法により管理する場合 基金明細書等 (注) 期限までに書類の写しの提出がない場合は、承認の取消事由に該当することから、当該教示を必ず行うこと。	(教示) 済・未済				(左記提出書類の收受整理欄) 署收受年月日 令和 年 月 日 局收受年月日 令和 年 月 日 庁收受年月日 令和 年 月 日

承認についての局(所)意見		承認についての庁意見	
区分	<input type="checkbox"/> 承認相当 <input type="checkbox"/> 不承認相当	区分	<input type="checkbox"/> 承認相当 <input type="checkbox"/> 不承認相当
(不承認相当とした理由) <input type="checkbox"/> 確認事項1の判定結果が否のため <input type="checkbox"/> 確認事項2の判定結果が否のため		(不承認相当とした理由)	
自動承認となった日		令和 年 月 日	

※ 申請書提出後1か月以内(寄附財産が株式等のみの場合には、3か月以内)に承認又は不承認の決定がなければ、当該申請は自動承認される。そのため、当該特例を適用した申請書が提出された場合は、申請書を受理してから2週間以内(寄附財産が株式等のみの場合は1か月以内)に(局(所)資産課税課を経由して)庁資産課税課(審理第四係)へ進達する。

審理事績表（承認特例用（学校法人・社会福祉法人用））

		局(所)		署	
寄附者	住所	氏名	職業	連絡先	氏名
		死亡した場合の死亡年月日			電話
寄附を受けた法人	名称	学校法人・社会福祉法人		所在地	
学校法人の場合	設置する学校の名称 (私立学校振興助成法4条1項又は9条に該当するもの)	私立学校振興助成法14条1項に規定する会計処理を行うことを確認した書類		<input type="checkbox"/> 監査報告書 ※いずれか確認したものにチェックすること <input type="checkbox"/> 寄附行為 <input type="checkbox"/> 該当する旨を法人が証明する書類	
申請書の提出年月日	(期限内・期限後)				
遅延理由書の有無		有・無		受贈法人の理事会で寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基本金に組み入れることを決定した日	議事録の写しの提出(注)
申請書第3表(承認特例用)の(1)のレ印の記載の有無(注)		有・無			
寄附申込年月日		寄附受入決議年月日		贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書	提出の有無(注)
遺贈者の死亡年月日		農地転用許可年月日			

(注) 申請書第3表(承認特例用)の(1)のレ印の記載がない場合並びに「議事録の写し」(議事録に決定に係る財産の種類などの事項が記載されていない場合は、議事録の写し及び当該事項が記載された書類)及び「証明書」の添付がない場合は、特例要件を満たさないことに留意する。

(確認事項)

確認事項	判定事項	判定結果	署確認者欄	局確認者欄	庁確認者欄	庁処理欄
1 寄附者に関する事項	寄附者が受贈法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない。 (注) 当該事項は、提出された「証明書」により確認すること。	適・否				
2 寄附財産に関する事項 (寄附財産の明細) ①寄附財産の種類 () ②寄附財産の所在地 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> ③寄附財産の数量 () ④寄附財産の価額 (千円) ⑤譲渡所得金額 (千円)	理事会において、寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基本金に組み入れることを決定している。 (注) 当該事項は、提出された「議事録の写し」により確認すること。	適・否				
3 申請書提出後の提出書類の教示 (贈与又は遺贈のあった日) 年 月 日 (右欄の書類の提出期限) 年 月 日 (教示年月日) 年 月 日 (教示した相手方) 氏名	寄附のあった日の属する受贈法人の事業年度終了後3か月以内(この期間を経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合は、当該提出期限までに、当該事業年度の次の書類の写しを申請者が提出しなければならないことを教示したか。 1 基本金明細表等(学校法人の場合) 2 基本金明細書等(社会福祉法人の場合) (注) 期限までに書類の写しの提出がない場合は、承認の取消事由に該当することから、当該教示を必ず行うこと。	(教示) 済・未済				(左記提出書類の收受整理欄) 署收受年月日 令和 年 月 日 局收受年月日 令和 年 月 日 庁收受年月日 令和 年 月 日

承認についての局(所)意見		承認についての庁意見	
区分	<input type="checkbox"/> 承認相当 <input type="checkbox"/> 不承認相当	区分	<input type="checkbox"/> 承認相当 <input type="checkbox"/> 不承認相当
(不承認相当とした理由) <input type="checkbox"/> 確認事項1の判定結果が否のため <input type="checkbox"/> 確認事項2の判定結果が否のため		(不承認相当とした理由)	
自動承認となった日		令和 年 月 日	

※ 申請書提出後1か月以内(寄附財産が株式等のみの場合には、3か月以内)に承認又は不承認の決定がなければ、当該申請は自動承認される。そのため、当該特例を適用した申請書が提出された場合は、申請書を受理してから2週間以内(寄附財産が株式等のみの場合は1か月以内)に(局(所)資産課税課を経由して)庁資産課税課(審理第四係)へ進達する。

審理事績表(承認特例用(認定特定非営利活動法人等用))

		局(所)		署	
寄附者	住所	氏名	職業	連絡先	氏名
死亡した場合の死亡年月日				電話	
寄附を受けた認定特定非営利活動法人等(注1)			所在地		
申請書の提出年月日		(期限内・期限後)		受贈法人の合議制の機関で寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金に組み入れる方法により管理することを決定した日	
遅延理由書の有無		有・無		議事録の写しの提出(注2)	有・無
申請書第3表(承認特例用)の(1)のレ印の記載の有無(注2)		有・無			
寄附申込年月日		寄附受入決議年月日		受贈法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し	提出の有無(注2) 有・無
遺贈者の死亡年月日		農地転用許可年月日		贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書	提出の有無(注2) 有・無

(注)1 認定特定非営利活動法人等とは、特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいう。
 2 申請書第3表(承認特例用)の(1)のレ印の記載がない場合並びに「議事録の写し」(議事録に決定に係る財産の種類などの事項が記載されていない場合は、議事録の写し及び当該事項が記載された書類)、「所轄庁が発行した基金の証明書の写し」及び「証明書」の添付がない場合は、特例要件を満たさないことに留意する。

(確認事項)

確認事項	判定事項	判定結果	署確認者欄	局確認者欄	庁確認者欄	庁処理欄
1 寄附者に関する事項	寄附者が受贈法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない。 (注) 当該事項は、提出された「証明書」により確認すること。	適・否				
2 寄附財産に関する事項 (寄附財産の明細) ①寄附財産の種類 () ②寄附財産の所在地 () ③寄附財産の数量 () ④寄附財産の価額 (千円) ⑤譲渡所得金額 (千円)	合議制の機関において、寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金に組み入れる方法により管理することを決定している。 (注) 当該事項は、提出された「議事録の写し」及び「所轄庁が発行した基金の証明書の写し」により確認すること。	適・否				
3 申請書提出後の提出書類の教示 (贈与又は遺贈のあった日) 年 月 日 (右欄の書類の提出期限) 年 月 日 (教示年月日) 年 月 日 (教示した相手方) 氏名	寄附のあった日の属する受贈法人の事業年度終了後3か月以内(この期間を経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合は、当該提出期限まで)に、当該事業年度の次の書類の写しを申請者が提出しなければならないことを教示したか。 ○ 基金明細書等 (注) 期限までに書類の写しの提出がない場合は、承認の取消事由に該当することから、当該教示を必ず行うこと。	(教示) 済・未済				(左記提出書類の收受整理欄) 署收受年月日 令和 年 月 日 局收受年月日 令和 年 月 日 庁收受年月日 令和 年 月 日

承認についての局(所)意見			承認についての庁意見		
区分	<input type="checkbox"/> 承認相当	<input type="checkbox"/> 不承認相当	区分	<input type="checkbox"/> 承認相当	<input type="checkbox"/> 不承認相当
(不承認相当とした理由) <input type="checkbox"/> 確認事項1の判定結果が否のため <input type="checkbox"/> 確認事項2の判定結果が否のため			(不承認相当とした理由)		
自動承認となった日			令和 年 月 日		

※ 申請書提出後1か月以内(寄附財産が株式等のみの場合には、3か月以内)に承認又は不承認の決定がなければ、当該申請は自動承認される。そのため、当該特例を適用した申請書が提出された場合は、申請書を受理してから2週間以内(寄附財産が株式等のみの場合は1か月以内)に(局(所)資産課税課を経由して)庁資産課税課(審理第四係)へ進達する。

審理事績表（承認特例用）

1 使用目的

この表は、承認特例を適用した承認申請書が提出された場合において、承認要件を満たすものであるかどうかを審査し、進達決裁のための説明資料として使用する。

2 記載要領等

(1) 進達時における署の記載事項等

「(確認事項)」までは、原則として署において記載する。

(2) 記載に当たっての注意事項

イ 受贈法人が学校法人の場合における「設置する学校の名称（私立学校振興助成法4条1項又は9条に該当するもの）」欄は、申請書第2表及び受贈法人の登記事項証明書により確認し、記載する。

ロ 受贈法人が学校法人の場合における「私立学校振興助成法14条1項に規定する会計処理を行うことを確認した書類」欄は、受贈法人が、私立学校振興助成法第14条第1項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものに該当するかどうかを確認した書類をチェックする。

ハ 「申請書第3表（承認特例用）の(1)のレ印の記載の有無」欄は、申請書第3表（承認特例用）の「(1) 寄附財産についての確認」の受贈法人の区分に応じて、該当する□にレ印が記載されているかを確認し、記載する。

ニ 「寄附申込年月日」欄は、寄附申込書の申込日又は贈与契約書の契約締結日を記載する。

ホ 「寄附受入決議年月日」欄は、受贈法人が理事会で寄附を受け入れた日を、理事会の議事録で確認し、記載する。

ヘ 「農地転用許可年月日」欄は、寄附財産が農地である場合、農地転用許可があった日を記載する。

ト 「受贈法人の合議制の機関で寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金に組み入れる方法により管理することを決定した日」、「受贈法人の理事会等で寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について不可欠特定財産とすること又は基金に組み入れる方法により管理することを決定した日」又は「受贈法人の理事会で寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基本金に組み入れることを決定した日」欄は、受贈法人の理事会等が寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることを決定した日を、理事会等の議事録で確認し、記載する。

チ 「役員等」の範囲は、租税特別措置法施行令第25条の17第6項を参照する。

リ 「親族等」の範囲は、租税特別措置法施行令第25条の17第6項を、「親族」の範囲は、民法第725条を参照する。

ヌ 「(寄附財産の明細)」欄は、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に記載しても差し支えない。

ル 「⑤譲渡所得金額」欄は、寄附財産の価額及び申請書第3表（承認特例用）の「必要経費」欄の価額により計算する。

(注) 譲渡所得金額が算出されない場合は、承認申請書の提出を要さないことに留意する。

ロ 「(贈与又は遺贈のあった日)」欄は、昭和55年4月23日付直資2-181「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」（法令解釈通達）の5を参照すること。

(注) 寄附財産が農地の場合は、農地転用許可があった日が「寄附の日」となる場合があることに留意する。

ワ 「自動承認となった日」欄は、自動承認となった場合にのみ記載する。

申請書等チェックシート（承認特例用）

（寄附者氏名）

申請書等	提出の有無	不備の有無	添付書類等	添付の有無	不備の有無
第1表	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	受贈法人の登記事項証明書	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
第2表	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	（受贈法人が学校法人の場合） 私立学校振興助成法第14条第1項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものに該当することが確認できる書類（写し、該当部分の抜すい可） （例：監査報告書、寄附行為、該当する旨を法人が証する書面）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
第3表（承認特例用）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
第5表	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	寄附者が寄附を申し込んだ事実が確認できる書類（写し） （例：寄附申込書、遺言書）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
第6表	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	受贈法人が寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会等の議事録（写し）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
（受贈法人が特定国立大学法人等以外の場合） 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	理事会等の決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載された書類	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
（申請書提出後、承認前に寄附者が死亡した場合） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	（寄附財産が農地の場合） 農地転用許可書（写し） ※ 寄附の日を判定するために必要となる。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
/			寄附財産の明細を確認できる書類 （例：登記事項証明書）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			（受贈法人が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人*又は認定特定非営利活動法人等の場合） ※ 寄附財産を不可欠特定財産とする場合を除く。 受贈法人の所轄庁が発行した基金の証明書（写し）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			（寄附者が死亡している場合・遺贈の場合） 寄附者と申請者の関係が確認できる戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			基金明細書等・定款及び財産目録・基本金明細表等・基本金明細書等（写し） ※ 寄附のあった日の属する事業年度終了後3か月を経過する日後に申請書の提出期限が到来する場合は、当該提出期限がこれらの書類の提出期限となる。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

審理事績表（承認特例用）【付表】

チェック結果

- ① 申請書等及び添付書類等について不足書類の有無 (有・無)
 ② 申請書等及び添付書類等について記載内容等の不備の有無 (有・無)

補正指示した書類等で、進達までに提出がないものを記載する（提出を確認した書類等は赤で見え消しする。）。